共立女子短期大学学位規程

（目的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）第 13 条及び共立女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 51 条の３の規定に基づき、共立女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

（付記する専攻分野）

第２条　本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

生活科学

文科

（学位授与の要件）

第３条　短期大学士の学位は、学則第 51 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

（学位の授与）

第４条　教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

２　学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記（別紙様式Ⅰ）を交付するものとする。

（学位の名称）

第５条　本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「共立女子短期大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第６条　学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消すことができる。

２　学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附　則

この規程は、平成 18 年１月 31 日から施行する。

附　則

１．この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

２．平成 18 年度以前に入学した者については第２条の規定にかかわらず、従前の例による。

附　則

この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。ただし、第４条第２項に定める別紙様式Ⅰに関する改正規程は、平成 28 年３月 15 日から施行する。

別紙様式Ⅰ

学位記

氏名　　印

年　月　日生

本学○○科所定の課程を修め本学を卒業したので

短期大学士（○○○）の学位を授与する

平成　年　月　日

○○科長　○○　○○　印

共立女子短期大学長　○○　○○　印

第○○○○○○号